

羽島市新庁舎建設基本構想・基本計画

(案)



平成30年5月

羽 島 市

羽島市新庁舎建設基本構想・基本計画

目 次

第1章 新庁舎建設について	1
1. はじめに	1
2. 関連計画との整合	2
第2章 現状と課題の整理・新庁舎建設の必要性	15
1. 現在の羽島市庁舎の概要	15
2. 現状と課題の整理	16
3. 新庁舎建設の必要性	18
第3章 新庁舎建設の基本方針	20
1. 基本方針の前提	20
2. 新庁舎建設の4つの基本方針	22
3. 新庁舎建設に求められる7つの機能	23
第4章 新庁舎の位置	28
1. 建設位置の決定及び現状の敷地	28
2. 新庁舎建設予定位置の比較検討	29
第5章 新庁舎の規模	30
1. 規模算定の基本指標	30
2. 新庁舎の規模算定	31
3. 新庁舎の規模	33
4. 駐車場の規模算定	33
第6章 構造計画	34
1. 耐震安全性	34
2. 耐震構造種別の比較	35
第7章 事業費及び財源	36
1. 概算事業費の算出	36
2. 今後の建設費の高騰について	36
3. 財源（起債・基金）について	37
第8章 新庁舎建設事業の進め方	38
1. 事業手法について	38
2. 事業スケジュールについて	39
3. 事業の進め方	40

第1章 新庁舎建設について

1. はじめに

羽島市の現本庁舎は、昭和29年に10町村の合併により誕生した当市の市制施行5周年の記念事業として建設され、昭和34年3月の竣工から59年が経過しております。本来であれば計画的に時代の変化に対応しながら、拡張・耐震補強・改修等を行う必要がありましたが、平成7年の阪神淡路大震災後に実施した、耐震診断の結果（最小I s 値 0.32）にも関わらず、耐震補強工事を実施しないまま現在に至っております。このような状況から、執務機能においては6庁舎に分かれた分散化による業務効率の低下及び市民サービスの不便を余儀なくされています。また、耐震性能の不足だけでなく建物の外部・内部双方の老朽化や庁舎の維持管理経費の増大などの様々な課題・問題が山積しています。特に、災害時の防災拠点庁舎としての機能にも不安があり、抜本的な庁舎体制の見直しが喫緊の課題であります。

刻々と変化する社会経済環境の中で、多様化するニーズに対応していくためには、効率的で効果的な質の高い行政サービスの提供が求められ、庁舎はそのサービスを提供する重要な施設である一方、東日本大震災及び熊本地震を教訓とした大規模災害や頻発する集中豪雨などの災害にも対応するためには、市の防災拠点として十分な危機管理機能を有する庁舎の必要性を再認識しました。

このことから、現庁舎の抱える多くの課題・問題点を踏まえ、現本庁舎を耐震補強して今後も市役所庁舎として継続使用できるかどうかを含む、現本庁舎の「今後の方向性」を諮ることを主旨として専門分野の学識者の方で構成された「羽島市庁舎検討委員会」を設置しました。当委員会において計5回の検討会議を重ね、平成29年7月に現本庁舎を庁舎として使用せず、「現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良との答申をいただきました。

タウンミーティングや市民アンケートなどを通じて得られた市民の皆様からの御意見を集約しながら、基本構想・基本計画以降の策定を進め、財政的に有利な事業債の活用を念頭に新たな庁舎建設に向けて一丸となって取り組む必要があります。



現在の本庁舎

2. 関連計画との整合

基本構想・基本計画をはじめ、今後の庁舎整備を進めるに当たっては、本市が掲げる各種計画との整合を図ります。

【主な上位関連計画】

計 画 名	概 要
1. 羽島市第六次総合計画 (計画年度 : 平成 27~31 年度)	本市行政運営の総合的な指針として、長期的なまちづくりの方向を示すなど、地域づくりの最上位に位置づけられる基本的な計画として定めたもの。
2. 羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (計画年度 : 平成 27~31 年度)	本市における人口減少対策を総合的かつ効果的に推進していくため、人口ビジョンをもとに各施策の総合的・基本的な方針を定めたもの。
3. 羽島市都市計画マスタープラン (計画年度 : 平成 23 年~32 年度)	本市の都市整備を図る上での基本理念や将来都市像が描かれる計画で、都市計画分野別の整備方針、地域別整備方針、都市整備推進に向けた施策など、今後の都市づくりの方向性を示したもの。
4. 羽島市業務継続計画 (平成 29 年 6 月第 2 回改訂)	行政が被災し、資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行うため、その基本方針や職員の参集体制などを定めたもの。
5. 羽島市地域防災計画 (平成 30 年 3 月修正)	災害対策基本法に基づき、市民の生命や財産を災害などから守るため、防災に関する業務や対策などを定めたもの。
6. 羽島市国土強靭化地域計画 (計画年度 : 平成 30 年~34 年度)	国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づき策定したもので、大規模自然災害等の発生に備えて、必要な防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となるもの。
7. 羽島市公共施設等総合管理計画 (平成 28 年 3 月策定)	道路、橋梁などのインフラ施設を含めた公共施設の最適化を目指し、中長期的な視点を持って、補修・更新・統廃合・長寿命化などについての取組方針や計画を示したもの。

1. 羽島市第六次総合計画

(1) 将来都市像

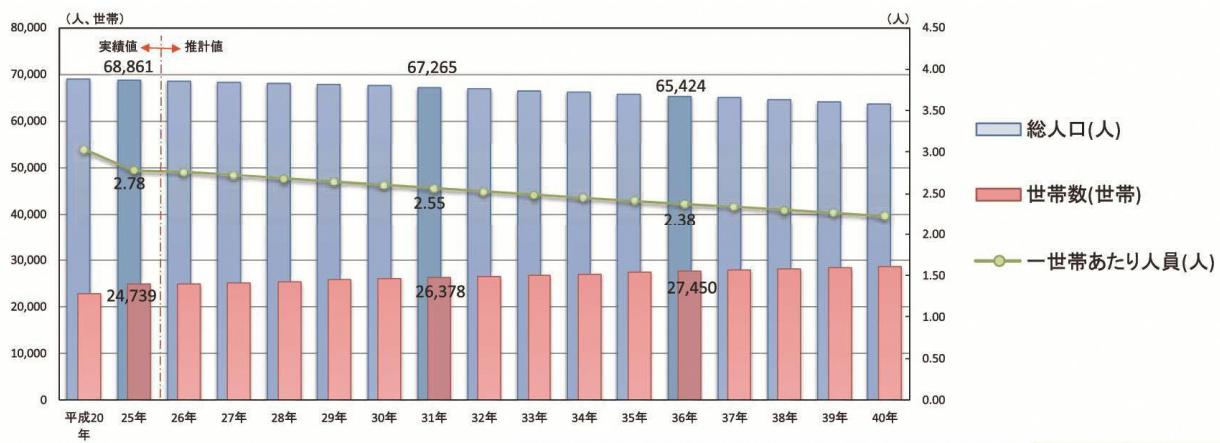
市民や地域、まち全体が活き活きと輝き、だれもが安心感に抱かれ幸せを感じることができるまちをめざし、将来の羽島市の姿（将来都市像）を、

心安らぐ 幸せ実感都市 はしま

とします。

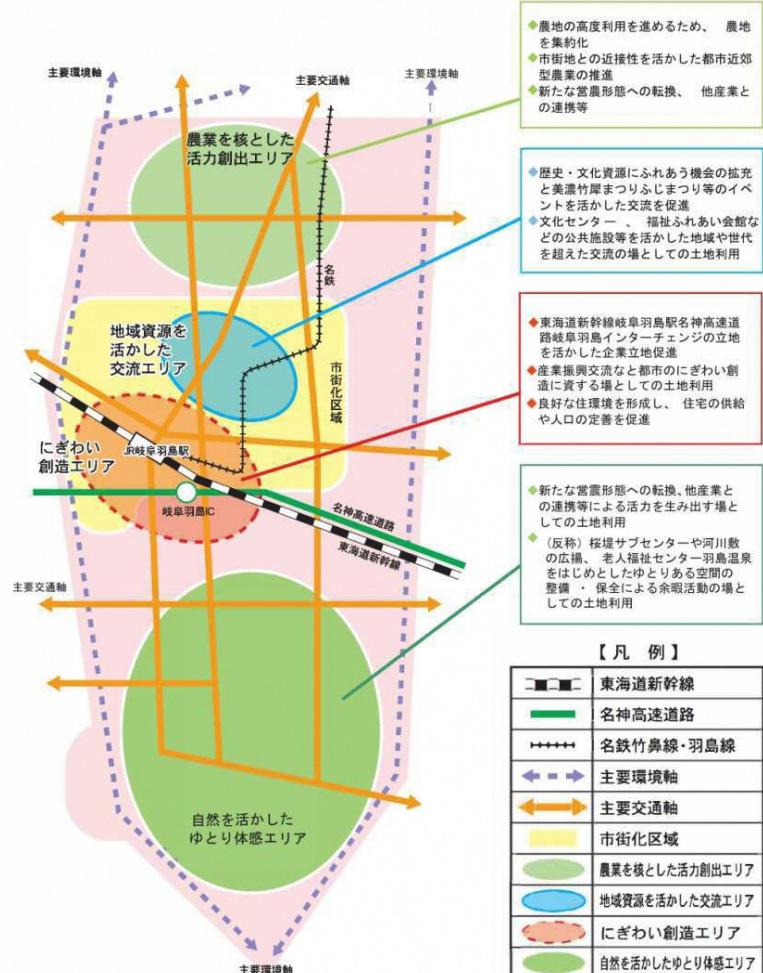
(2) 目標人口

本市の人口は平成 25 年から 3,437 人減少し、平成 36 年には 65,424 人となると推計されます。本計画に掲げる施策の大綱に基づき、実施計画に定める各種施策を展開することにより、計画年次（平成 36 年）における本市の目標人口を 67,000 人 とします。



(3) 土地利用構想

市内各地域の特性を活かし、市民生活の安全性、利便性、快適性の向上を図るために、社会経済情勢の変動に配慮しながら、以下の区分を基本方針として、適正かつ効率的な土地利用を進めます。



(4) 計画的な行政運営

■総合計画に基づく計画的な行政運営

限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、総合計画に基づき、事業の選択と集中による、計画的な行政運営を進めます。

■公共施設等の総合的な運営の推進

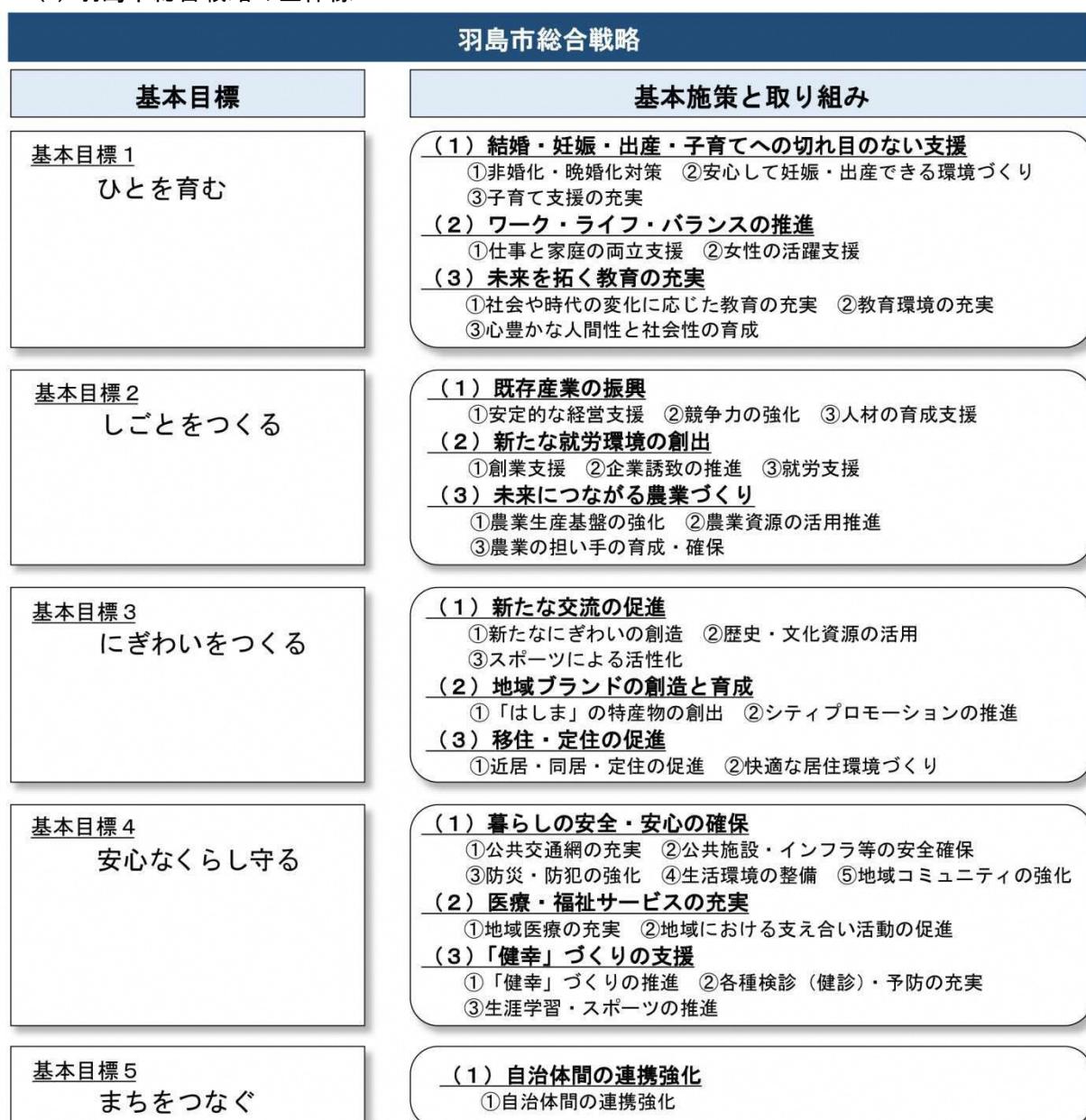
公共施設等の老朽化や人口減少による公共施設等の利用需要の変化に伴い、長期的な視点に基づく公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

■公共施設の整理に係る基金の積み立て

市庁舎などの公共施設の建設・整備や維持管理に必要な資金を計画的に確保するため、基金の積み立てを行います

2. 羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 羽島市総合戦略の全体像

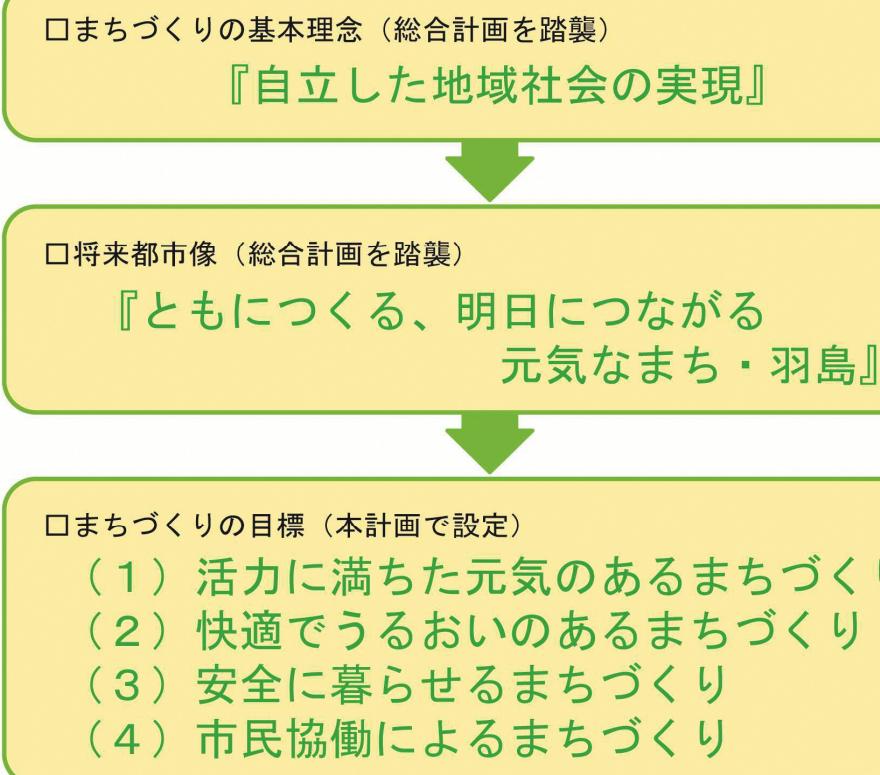


(2) 公共施設・インフラ等の安全確保

N o	事業名	概 要
1	公共施設の耐震化	足近コミュニティセンター、勤労青少年ホーム、いきいき元気館及び老人福祉センター羽島温泉管理棟等の耐震性能が十分ではない施設について、耐震補強工事を行います。
2	公共施設等の総合的な管理の推進	公共施設等の老朽化や人口減少による公共施設等の利用需要の変化に伴い、長期的な視点に基づく公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。
3	公共施設の整備に係る基金の積み立て	市庁舎等の公共施設の建設・整備や維持管理に必要な資金を計画的に確保するため、積み立てを行います。
4	社会基盤のメンテナンスに係る人材育成	社会資本の老朽化に対し、適切な施設の整備・維持管理を行うため、専門的な知識や技術を有する人材の育成を図ります。

3. 羽島市都市計画マスターplan

(1) まちづくりの基本理念と目標



(2) 将来都市構造



凡 例	
市域界	---
都市核	新都心核
	文化交流核
	地域生活核
	地域交通核
	レクリエーション交流核
都市軸	国土交通軸(鉄道)
	国土交通軸(道路)
	広域交通軸(鉄道)
	広域交通軸(道路)
	都市交通軸
都市空間	環境軸
	住居ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	交通環境活用ゾーン
都市空間	農業・集落ゾーン
	レクリエーションゾーン

(3) 地域別構想

中部地域

■まちづくりの目標

①住みやすい元気なまちづくり

■まちづくりの方針

- 岐阜県羽島駅周辺の中信地区としての機能向上
- 施行中の土地区画整理事業の推進
- 未整備都市計画道路の計画的な整備
- 近隣公園の整備
- 岐阜羽島インター南部東地区における基盤整備と優良企業誘致
- 未利用地が多い地区における計画的な都市化の促進
- 河川を活用した親水空間整備及び緑のネットワーク形成
- 竹鼻地区における地域の歴史文化を活かした商業地の形成 等

■重点整備地区

- 土地区画整理施行中地区：駅北本郷、インター北
- 土地区画整理事業予定地区：竹鼻正木（仮称）平方第2、（仮称）江吉良第2
- 地区計画地区：竹鼻正木、平方第1、岐阜羽島インター南部東
- 地区計画予定地区：（仮称）狐穴第1、（仮称）狐穴第2、（仮称）狐穴第3、（仮称）狐穴第4、（仮称）松山



4. 羽島市業務継続計画

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画は、行政が被災し資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行うためのものであり、あらかじめ策定することが必要です。

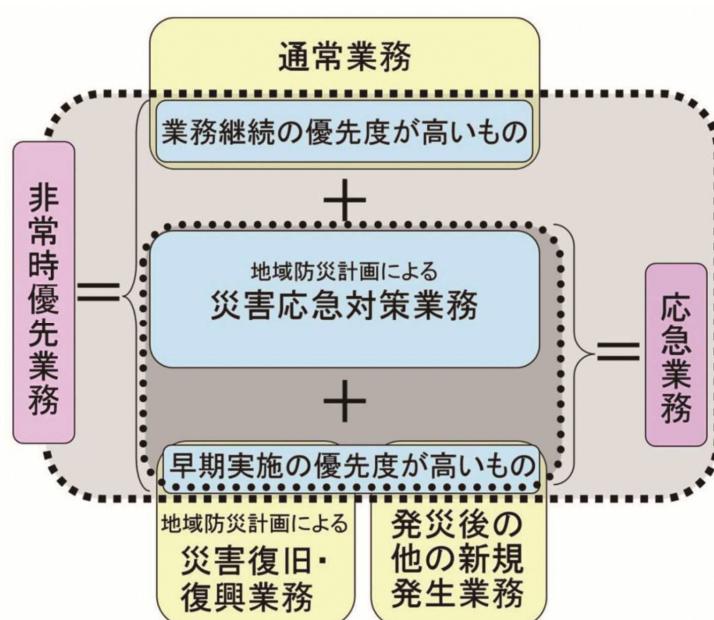


図1 非常時優先業務のイメージ

(2) 業務継続計画策定の効果

業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる。

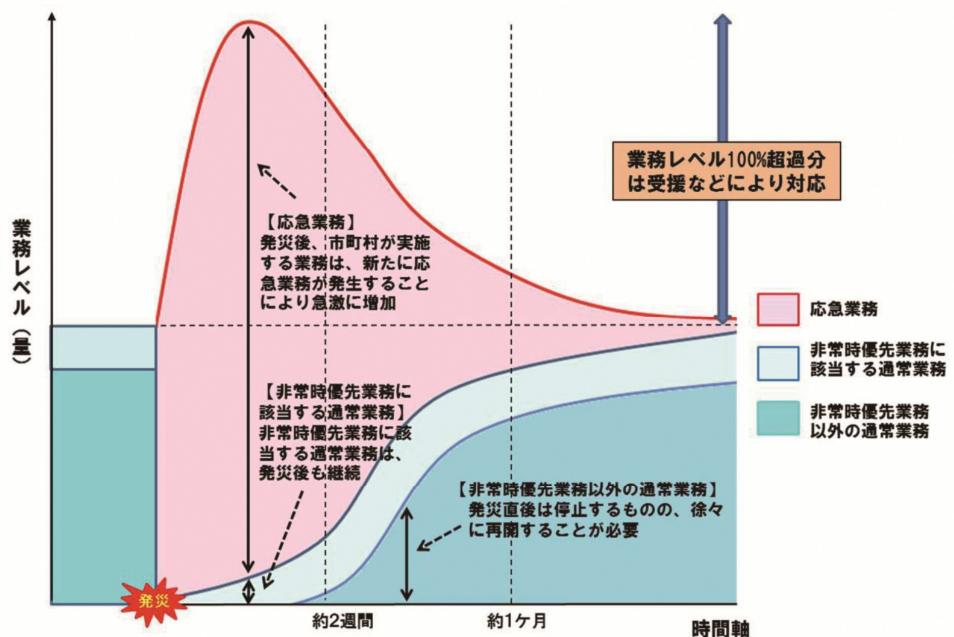


図2 発災後に市町村が実施する業務の推移

(3) 業務継続計画の基本方針

大規模災害時において、次の方針に基づいて業務継続を図る。

- 発生から72時間は、人命に係る災害緊急業務に重点をおき、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は停止する。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期とする。
- 市の公共施設は、災害緊急業務として使用する場合以外、利用を休止する。
- 再開する通常業務の順位付けは、市民生活の維持等に係る重要度をもって判断する。

(4) 業務継続計画の策定体制・継続的改善

■業務継続計画の策定体制

平時における体制として、業務継続計画の実効性を高めるため、市長の指揮の下、全庁が主体的に関与する体制とする。

■業務継続計画の継続的改善

業務継続計画の策定後は、職員に対する教育、訓練等を実施しながら計画の実効性を確認し、高めていく。また、教育や訓練の計画等を策定し、着実に実施する。

5. 羽島市地域防災計画

(1) 防災対策本部施設の整備

市は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能を持った代替施設の整備を図り、また、保有する施設、設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

(2) 行政機関の業務継続体制の整備

【方針】

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、行政における人的資源や物的資源が失われ、行政機関の業務継続に大きな支障を来たすおそれがある。

このため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや、通常業務の早期復旧に向けた業務継続計画の策定に取り組むなどの予防対策を進める。

【実施内容】

■行政における業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される被害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受け入れることのできる体制の確立を図る。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、市における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

■行政における業務継続計画の策定

市は、災害時における業務継続に向けて、耐震性の確保された防災拠点施設を整備し、行政機能の継続に必要な、情報通信機器などを移設する。

また、新たに整備する防災拠点施設には、非常用電源、非常用水源、備蓄倉庫及び災害対策本部用活動スペースなどの機能を持たせることとし、耐震性の劣る既存の庁舎の再編を含めた計画的な整備を図る。

6. 羽島市国土強靭化地域計画

(1) 強靭化の基本的考え方

【基本目標】

羽島市国土強靭化地域計画の策定にあたっては、国土強靭化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靭化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

【強靭化を推進する上での基本的な方針】

■本庁舎の建替え

耐震性能不足及び築58年を経過し、老朽化が著しい本庁舎を建替えることで、分散庁舎の解消及び防災拠点施設としての庁舎整備を行うことを可能とし、課題・問題点を解消する。

(2) 計画の推進（施策の重点化）

【重点化の柱】

- 市民の安全確保
- 自助、共助、公助の連携による地域の災害対応力の強化
- 既存の社会資本の効果的な維持管理、活用

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急性・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靭化に対する貢献	国全体の強靭化にどの程度貢献するか

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1) 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、帰宅困難者の安全の確保 ・防災訓練の実施、自主防災組織の育成等 ・正確、迅速な情報伝達 ・学校施設の非構造部材の耐震化 ・浸水被害の軽減 ・上下水道施設の機能維持・応急復旧 ・重要データ等の保護 ・本庁舎の建替え ・発災時の火災、危険物による被害の防止 ・消防施設・設備の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄の確保 ・空家等データベースの活用 ・災害時のコミュニティセンターの活用 ・消防計画の見直し ・地域の防災力の向上
(2) 住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、帰宅困難者の安全の確保 ・電気、ガス等の施設被害の未然防止 ・住宅の耐震化 ・公園、幹線道路の整備 ・学校施設の非構造部材の耐震化 ・浸水被害対策の実施 ・上下水道施設の耐震化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄の確保 ・農業関連施設の整備等 ・地籍調査の実施 ・被災動物の救援 ・避難所のごみ処理等 ・水道の安定供給に係る協定の締結
(3) 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難の確保 ・高齢者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急医療、衛生状態の確保等
(4) 産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路、橋梁の整備 ・企業のBCPの策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関連施設の整備等 ・地籍調査の実施
(5) 地域保全	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路、橋梁の整備 ・公園、幹線道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の定期的な訓練等 ・農業関連施設の整備等
(6) 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境の保持 ・農業関連施設の整備等
(7) ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化対策 ・正確、迅速な情報伝達 ・電気、ガス等の施設被害の未然防止 ・上下水道施設の耐震化等 ・幹線道路、橋梁の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送のネットワーク化 ・水道の安定供給に係る協定の締結
(8) 教育・文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施、自主防災組織の育成等 ・児童生徒のための災害対策 ・学校施設の非構造部材の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料館等の機能維持 ・スポーツ施設利用者の被害防止

(9) リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難の確保 ・正確、迅速な情報伝達 ・市民、帰宅困難者の安全の確保 ・防災訓練の実施、自主防災組織の育成等 ・浸水被害の軽減 ・高齢者への対応 ・児童生徒のための災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の円滑化 ・被災動物の救援 ・農業関連施設の整備等 ・スポーツ施設利用者の被害防止
(10) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化 ・上水道施設の耐震化等 ・学校施設の非構造部材の耐震化 ・本庁舎の建替え ・橋梁の整備 ・消防施設・設備の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関連施設の整備等 ・公園の整備 ・歴史民俗資料館等の機能維持 ・災害時のコミュニティセンターの活用
(11) まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・公園、幹線道路の整備 ・本庁舎の建替え ・上下水道施設の耐震化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関連施設の整備等 ・地籍調査の実施

(3) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【地震(巨大地震)・風水害・複合災害(水害+地震)・その他(密集火災)】

発災時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや通常業務の早期復旧のため、業務継続体制を構築する必要がある。また、災害時における業務の早期立ち上げのため、戸籍など重要な行政データの流出・喪失防止及び情報通信機器の保護を実施する必要がある。本庁舎について、耐震性能不足及び築 58 年経過による老朽化のため、建替える必要がある。なお、緊急事態に効果的に対応できるよう災害時の連携を図るため、他自治体との災害時相互援助協定の締結を進める必要があり、平成 31 年度までに 8 市町と締結するという目標を平成 28 年 4 月に達成した。

- 地域の防災拠点や災害対策の支部機能を担うコミュニティセンター、更には歴史民俗資料館、羽島市文化センター、図書館等について、老朽化対策・耐震化を進める必要がある。また、災害時には避難場所等になる公立学校について、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化を進める必要がある。
- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う必要がある。
- ご遺体の適切な取扱いを行うことにより、衛生環境を保持する必要がある。
- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフルインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

■大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止 【地震(巨大地震)・風水害・液状化・複合災害(水害+地震)】

- 発災後の市民生活を維持するための燃料等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充によるライフルイン途絶時の代替物資供給体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織の育成・活動の活性化や、専門的な知識を有する地域防災活動の担い手の育成を図る必要がある。
- 耐震性能不足及び築 58 年経過による老朽化が著しい本庁舎を建替える必要がある。
- 避難所の生活に支障がないよう、ごみ、し尿を処理する必要がある。
- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線 L A N (Wi-Fi) 環境の整備を図る必要がある。

7. 羽島市公共施設等総合管理計画

【現状】

- 市役所庁舎では、本庁舎は築後50年以上経過し老朽化が著しく、耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。情報・防災庁舎を除くその他の庁舎は、築後30～40年程度経過しており、老朽化が進んでいます。これらの庁舎についても耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。

【市民意向】

- 市民意識調査において、回答者の7割が市役所を利用していると回答している一方、証明書発行センターについては約6割が利用していないと回答しています。
- 市役所利用者の8割以上は、自家用車での移動となっていますが、駐車場の不足を指摘する意見も多く挙げられています。
- 優先的に維持すべき公共施設19類型において、市役所は最も優先順位が高いと評価されています。

【管理に向けた課題】

- 市役所の老朽化対策について検討するとともに、建替えを含めた総合的な市役所庁舎のあり方について検討することが必要です。

第2章 現状と課題の整理・新庁舎建設の必要性

1. 現在の羽島市庁舎の概要

現在の、羽島市庁舎は、敷地内の本庁舎、中庁舎、保健センター、情報防災庁舎と別敷地の北庁舎、教育センターに分散しており、市民サービスにも影響があります。

耐震基準を満たしていない庁舎が、本庁舎、教育センターの2箇所あります。

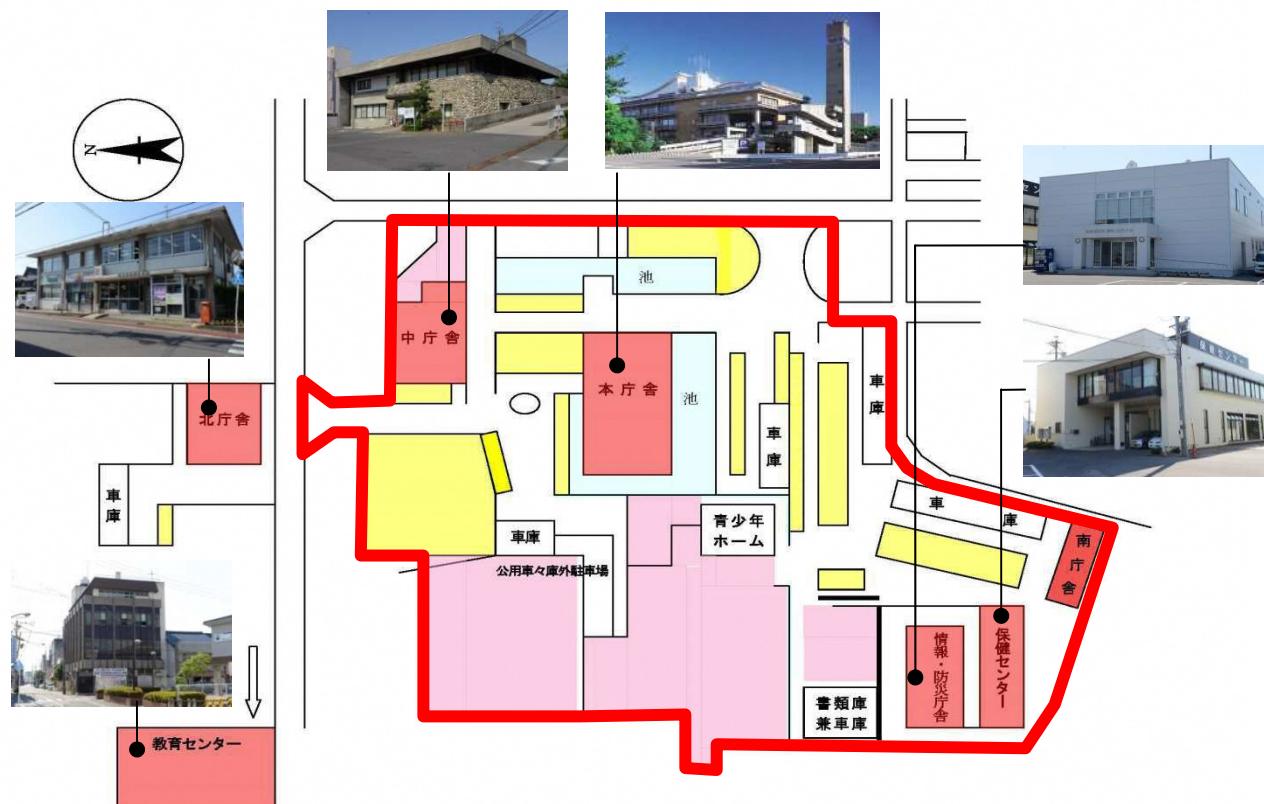
主要な建物の配置、竣工年、構造規模などの概要は、以下のとおりです。

【各庁舎の概要】

	本庁舎	中庁舎	保健センター	情報防災 庁舎	北庁舎	教育センター
竣工年	S34	S40	S57	H27	S34	S49
構造	鉄筋コン造	鉄筋コン造	鉄筋コン造	鉄骨造	鉄筋コン造	鉄筋コン造
階数	地上5階	地上2階	地上2階	地上2階	地上2階	地上5階
延床面積	4,625.7 m ²	845.3 m ²	801.7 m ²	690.0 m ²	637.8 m ²	1,009.4 m ²
敷地面積	21,774.3 m ² (内借地 3,959.9 m ²)				1,044.7 m ²	838.3 m ²
Is値 (実施年度)	0.32 (H7) 0.245 (H28)	0.61 (H24)	新基準	新基準	0.69 (H18)	0.55 (H16)
補強有無	未実施	基準値クリア	必要なし	必要なし	基準値クリア	未実施

※一般公共建築物に対する目標 Is 値は、0.6 以上（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）による）

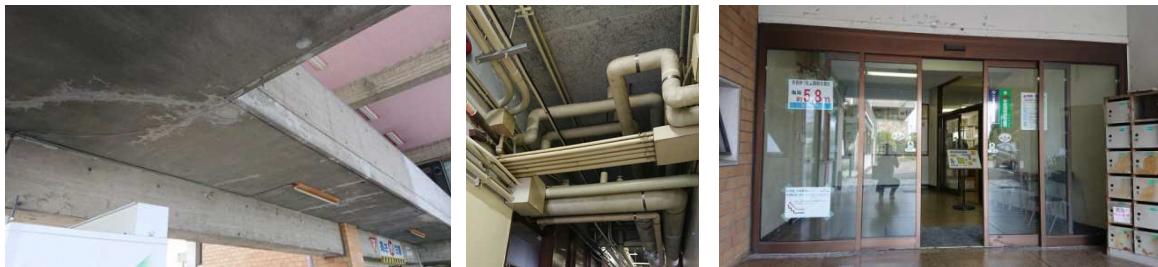
【市役所庁舎配置図】



2. 現状と課題の整理

(1) 施設の老朽化

- ・築 59 年の本庁舎は、建物本体（構造躯体）の劣化が進行しています。また、建設後の時代の変遷に合わせて、内部も小規模な改装を繰り返し行われたため、建物本体に構造的な負担がかかっているものと想定されます。
- ・本庁舎以外の各庁舎についても情報防災庁舎を除いて築後 35 年以上経過しており、電気、空調、衛生及び給排水などの基本的な設備の老朽化が進み、省エネルギー性能が低く、光熱水費、維持管理費の増加要因となっています。
- ・建物自体が古いこともあり、照明設備も LED 化がほとんど進んでおらず、庁舎全体の印象も暗く重たいものとなっています。



(2) 耐震性の不足

- ・本庁舎の耐震診断は平成 28 年度に実施（結果は下表を参照）し、耐震性能が不足していることが明らかになりました。コンクリート圧縮強度試験と中性化試験も同時に実施し、躯体の劣化進行、老朽化を確認しました。
- ・本市では、学校など他の公共施設の耐震化を優先してきた経緯があり、庁舎については抜本的な対策を施すに至っていません。
- ・本庁舎をはじめとする建物の構造的な問題として、耐震性能が不足しています。大規模地震などの災害が発生した場合に、市民をはじめとする来庁者の安全性確保（人命を守る）の観点から、現在の危険な状態を一刻も早く解消する必要があります。

【本庁舎耐震診断結果（H28 年度実施）】

階	1階	2階	3階	4階	5階
X方向(本庁舎を上から見て東西方向)	0.400	0.315	0.348	0.673	1.316
Y方向(本庁舎を上から見て南北方向)	0.447	0.288	0.245	0.368	0.487
□耐震診断指標					
構造耐震指標に用いる I_s 値は、地震力に対する建物の強度、韌性（じんせい：変形能力、粘り強さ）を表すもので、平面等の形状指標や経年劣化を考慮した指標として建築物の階ごとに算出					
<震度 6 ~ 7 程度の規模の地震に対する I_s 値の評価（耐震改修促進法*1、告示*2 より）>					
説明	・ I_s 値が 0.6 以上：倒壊、又は崩壊する危険性が低い。				
	・ I_s 値が 0.3 以上 0.6 未満：倒壊、又は崩壊する危険性がある。				
・ I_s 値が 0.3 未満：倒壊、又は崩壊する危険性が高い。					
□庁舎に求められる I_s 値					
一般の建物で 0.6 以上が必要だが、庁舎は特に重要な防災拠点施設として、一般建物の概ね					
1.5 倍 (I_s 値 = 0.9) 以上が必要とされている（官庁施設の総合耐震計画基準より）。					

*1 建築物の耐震改修促進に関する法律（平成 7 年：法律第 123 号）

*2 店築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年：国土交通省告示第 184 号）

(3) 防災機能の不備

- ・庁舎は、市民の生命と財産を守るとともに、危機管理機能を備えた防災拠点として復旧活動などの役割を担いますが、非常用発電機は一部の機能を維持するための容量しかありません。また、電気設備室は1階に設置してあり、過去の台風や局地的豪雨により本庁舎の1階が浸水した経験があります。

(4) 市民サービス面の課題

- ・本庁舎は、2階にもエントランスがあるなど、特徴的な部分もあり、建設当初からフロアを拡張することが不可能な形状がありました。また、2階部分に窓口機能が密集して配置されており、待合のスペースも狭い状況にあります。さらに、市役所機能が本庁舎以外にも分かれているため、来庁する人にとっては不便な状況となっています。
- ・スペース不足のため、総合案内窓口を配置できない状態となっています。また、組織改編などを繰り返した結果、壁面を用途や目的に合わせて配色するなどの一目で分かる窓口案内サインになっていないなど、市民に分かりやすい案内表示を行うことができていません。
- ・個別相談室は、一部の場所にしか設置されておらず、プライバシーの問題もあります。
- ・市民が利用できるスペースとしては待合空間程度しかなく、気軽に休憩、談話できるスペースや売店などを設ける余裕がありません。



(5) バリアフリーなどのユニバーサルデザイン面の課題

- ・各階のトイレ内のスペースにゆとりがなく、洋式便所も各階に1つずつしか設置されていません。多機能のトイレも本庁舎、中庁舎、保健センター、情報防災庁舎に1つずつしか設置されていません。
- ・エレベーターもなく、スロープも一部の庁舎にしか設置されておらず、車椅子や体の不自由な来庁者の方に対して対策が必要な状況であります。
- ・障害に応じた誘導案内機能も不足しています。
- ・専用の授乳室やキッズスペースがありません。



【建物のバリアフリー化状況】

施設機能	本庁舎	中庁舎	保健センター	情報防災庁舎	北庁舎	教育センター
段差の解消（スロープなど）	×	×	△	○	○	×
多機能トイレ	○	○	○	○	×	×
建物内手すり	△	×	○	△	×	△
案内（点字・音声）	△	×	×	×	×	×
誘導ブロック	△	○	×	○	×	×
エレベーター	×	×	×	×	×	×
身障者駐車場	○	○	×	○	×	×

△は設置されてはいるものの、十分な機能を有していないもの

(6) 駐車場など外部動線の課題

- ・市民アンケート調査の結果によると、来庁者の主な交通手段は、自動車及び自転車ですが、駐車場が1箇所にまとまっていないことなど、利用面の問題があります。
- ・敷地内には150台分の来庁者用駐車場がありますが、来庁者の多い時期には特定の駐車場について混雑することが問題となっています。さらに、来庁者以外の駐車利用がみられるなど、利用管理における課題もあります。



(7) 庁舎の狭隘化

- ・個別の相談室や会議室などのスペースが不足しており、来庁者におけるプライバシーの確保が十分でないなどの課題があります。
- ・行政ニーズの多様化や事務量の増加などにより、庁舎の狭隘化が進み、倉庫が不足し、執務スペースにも余裕がありません。

(8) 高度情報化への対応不足

- ・マイナンバー制度の導入などにより一層のセキュリティ強化が求められていますが、職員の入退室などをはじめ、必要な管理ができない状況にあります。
- ・OAフロアが整備されていないため、床上に配線が出ています。また、高度情報化の進展に対応した情報ネットワーク環境の拡張が困難な状況にあります。



(9) 執務面の非効率性

- ・職員スペースの区画が曖昧なため、窓口サービス以外の業務効率、セキュリティの確保、市民の視界に入らない軽微な打ち合わせスペースの確保などに問題があります。
- ・空調の室温調整ができないことによる快適性の問題や、作業スペース、会議室や書庫、倉庫の不足といったスペース上の課題があります。

3. 新庁舎建設の必要性

(1) 新庁舎建設の必要性

前述のような本庁舎及び他の各庁舎についての様々な課題に加えて、政府が発表した今後30年間の南海トラフにおける地震発生確率は、70%から最大80%まで引き上げられ、羽島市も南海トラフ地震防災対策推進地域に指定をされており、防災拠点を担う本庁舎は、早急に耐震性能を確保しなければなりません。

また、前記の2. の(2)で示した耐震診断結果に基づいて、有識者からなる羽島市庁舎検討委員会において、現本庁舎の状況を踏まえ、①現敷地内での建て替え、②移転新築、③当面の緊急避難としての仮設庁舎建設、④民間施設活用策といった多角的な視点から十分な審議を行った結果、現本庁舎を庁舎として使用せず、「現敷地内に新庁舎を建設することが最良」との答申をいただきました。また、この答申を受けて実施しましたタウンミーティングや市民アンケート調査において、市民の方々に羽島市庁舎の現状と市の考え方を十分に説明し、広報はしまや市ホームページでも周知を図りました。

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震の被害状況を踏まえて、業務継続が確実に行われる庁舎機能を確保するために、耐震改修されていない旧耐震基準の庁舎を平成32年度までに建て替えを完了させる自治体に対して、交付税措置が行われる事業債の適用が導入されます。

上記のことから、現状及び課題を踏まえ、耐震性能を含めた万全な危機管理機能を備えるとともに、機能的に必要な各種スペースの確保及びバリアフリーなどに配慮した新庁舎の整備が必要となります。

(2) これまでの検討経緯

新庁舎建設について、これまで検討してきた経緯は、以下のとおりです。

【新庁舎建設の検討経緯】

時 期	内 容
平成 27 年 10 月～	◆羽島市本庁舎整備庁内検討部会設置 本庁舎整備に関する課題の洗い出し・調査・研究について検討した。
平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 2 月	◆本庁舎耐震強度診断及び周辺地盤調査実施 最新の基準及び項目に沿って再度調査を実施。加えて周辺地盤でのボーリング調査を行い、液状化や地層の状況なども確認した。
平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 7 月	◆羽島市庁舎検討委員会設置 学識経験者 5 名からなる検討委員会を設置し、現本庁舎の「今後の方向性」を諮ることを主旨として審査が行われた。(全 5 回)
平成 29 年 7 月 28 日	◆羽島市庁舎検討委員会から答申 現本庁舎を庁舎として使用せず、「現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良との答申がなされた。
平成 29 年 10 月	◆タウンミーティング実施（公共施設のあり方） 「公共施設のあり方」として新庁舎建設についてのタウンミーティングを市内 11箇所のコミュニティセンターにて開催。 新庁舎建設について多数の前向きな意見が寄せられた。
平成 29 年 10 月～ 11 月	◆市民アンケート調査実施 羽島市内に在住する満 18 歳以上の男女 1,000 人を無作為に抽出し、送付したアンケートの回答者（538 人）のうち、71.7%の方が答申結果について賛成、おおむね賛成であるとの結果が出た。
平成 29 年 11 月	◆建設場所の決定 答申結果、タウンミーティング、アンケート調査結果の経過を踏まえ、総合的に判断して、現敷地内に新庁舎を建設するという方針を決定した。

(3) 新庁舎整備の検討方針

新庁舎の整備では、第 3 章で示す基本方針の 1. 安全・安心な庁舎、2. 利用しやすい庁舎、3. まちづくりに貢献する、環境にやさしい庁舎、4. 効率的・機能的な庁舎を考慮した、利便性が高く、機能的な施設整備を推進するとともに、羽島市第六次総合計画、羽島市地域防災計画、羽島市都市計画マスタープランなどの関連計画との整合を図りながら、市政及び市民サービスの中核となる拠点整備に向けて、まちづくりを含めた検討を進めていくこととします。

第3章 新庁舎建設の基本方針

1. 基本方針の前提

新庁舎の望ましい整備の方向となる基本方針を設定するためには、以下に示す前提などを踏まえて検討を行う必要があります。

(1) 課題を解決する

第2章で整理した現庁舎の課題について、解決に向けた庁舎づくりが前提となります。特に、安全性の確保や市民サービスの向上、利便性への配慮といった課題を克服し、解決できる網羅的な方針が求められます。

(2) 市民意向を重視する

市民アンケートにおいて、現庁舎の感想や望ましい庁舎整備において重要と考える事の設問に対して、以下に示す事項の順に多くの回答が集まっている事から、これらを充分くみいれた庁舎整備方針の設定が必要となります。

- ・防災拠点として安心して利用できる安全な庁舎
- ・誰もが利用しやすく、市民サービスが提供される庁舎
- ・機能性・利便性を確保し、将来を見据えた効率的で柔軟な庁舎

(3) 市の将来像に沿う

① 羽島市第六次総合計画では、将来都市像として「心安らぐ幸せ実感都市はしま」を掲げています。その実現に向けて、同計画の基本構想に策定されている以下のテーマ、

- ・「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」
- ・「活力とにぎわいのあるまちづくり」
- ・「安心して快適に暮らせるまちづくり」

については、牽引する拠点となる庁舎づくりにおいても重要な事項となります。

② 羽島市都市計画マスターPLANでは、まちづくりの基本理念として、

- ・「自立した地域社会の実現」

に向け、自然・歴史・文化環境や定住環境を促進する基本方針が市域全体、各エリアにおいて示されており、これらを踏まえた庁舎づくりが必要となります。

③ 羽島市地域防災計画においては、本庁舎は災害時の司令塔となる拠点として位置付けられ、市民の安全を守る役割を担うとともに、BCP（業務継続）の確保が求められます。

④ 羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、

- ・「ひとを育む」
- ・「ひとをつくる」
- ・「にぎわいをつくる」
- ・「安心なくらしを守る」
- ・「まちをつなぐ」

という基本目標を掲げ、具体的指標を示しています。まち・ひと・しごとが好循環により創生していくことを目指しており、これらに貢献できる庁舎づくりが求められると考えます。

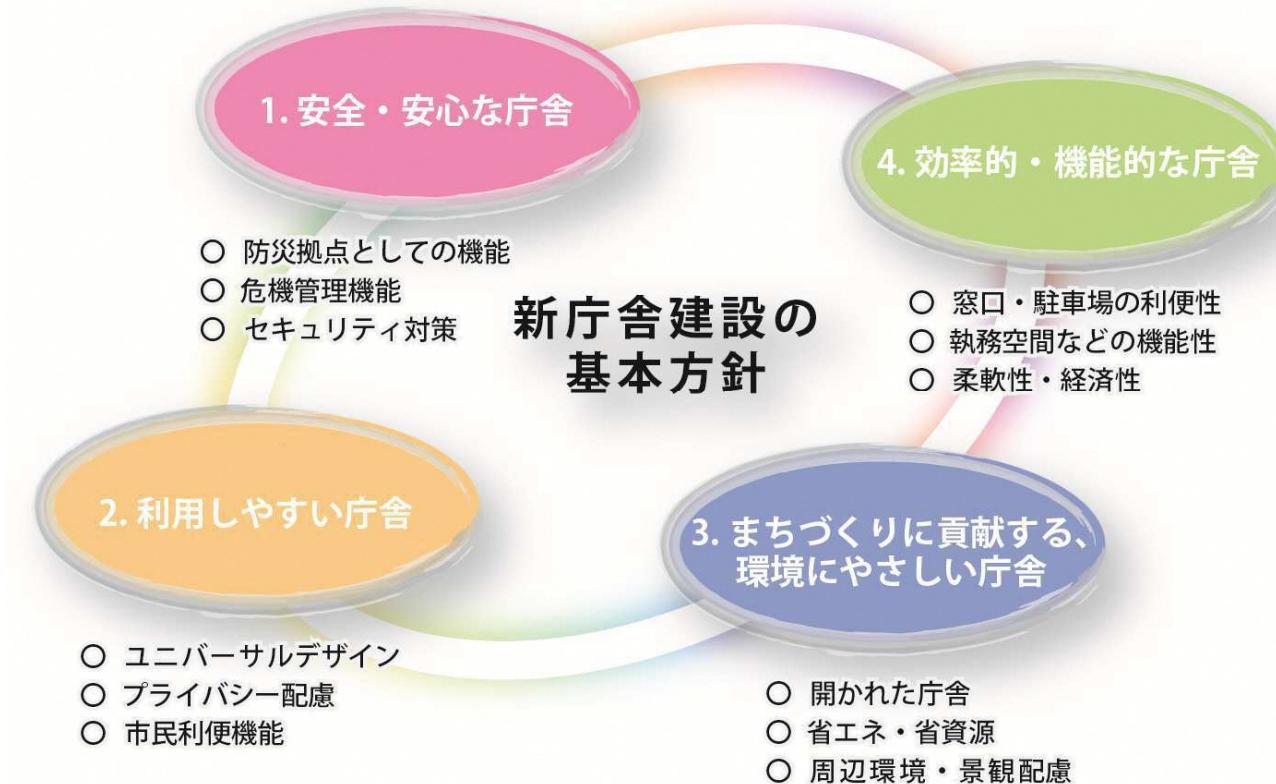
(4) 社会情勢を見据える

昨今の社会情勢として、以下に示す状況や背景などがあります。これらの動向も意識しつつ、市の拠点となる庁舎づくりを推進していく必要があるといえます。

- ・「防災意識の高まり」
- ・「少子高齢化・超高齢化社会への突入」
- ・「地域性・コミュニティの重要性」
- ・「市民参画・女性の社会進出」
- ・「環境問題・省エネ意識の向上」
- ・「ＩＣＴの普及・技術革新」
- ・「国際化社会の進展」

2. 新庁舎建設の4つの基本方針

現庁舎の環境や問題点を踏まえ、より良い市民サービスの提供、効率的な行政運営を図るために、庁舎を整備するにあたっての基本方針を次のように設定します。



(1) 安全・安心な庁舎

地域防災の拠点施設として、耐震性や河川等の氾濫対策にも優れ、非常時でも行政機能が保持できる施設にするとともに、既存の情報防災庁舎との連携を図りながら災害対策機能が十分に発揮できる整備を行います。

また、庁舎の防犯対策と個人情報などの情報セキュリティを高めた庁舎とします。

(2) 利用しやすい庁舎

現在、教育センターをはじめ各所に分散している本庁機能を集約し、誰もが分かりやすく利用しやすいように庁舎内外の機能の明示や来庁者の利便性を考慮した庁舎配置、動線の整備などを行い、市民が短時間で行政サービスを受けられるように、シンプルで分かりやすい窓口など案内機能を充実させた庁舎とします。

また、市民が気軽に利用できるスペースや市政情報等を提供できるスペースを整備するなど市民に親しまれる庁舎とします。

そして、高齢者や障がい者、妊産婦をはじめ、すべての市民が安心して利用できる庁舎とするため、岐阜県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインを導入した庁舎とします。

(3) まちづくりに貢献する、環境にやさしい庁舎

地球温暖化防止に向け、省資源・省エネルギーに配慮した設備の導入など、自然環境への負荷をできるだけ軽減し、地球環境にやさしいグリーン庁舎（環境配慮型庁舎）とします。

また、周辺住環境を良好に保つための環境整備や周辺の町並みとの調和を図る施設整備も検討します。

(4) 効率的・機能的な庁舎

市民の移動距離を少なくするための窓口業務の集約配置や市民が安心して快適に利用できる相談機能の強化、膨大な情報資料を効率的に保管、管理できるストックシステムの確立、それを支えるムダのない執務環境の整備、さまざまな交流やコミュニケーションを生む共用スペースを充実させた庁舎とします。

また、施設の長寿命化に配慮し、耐久性や維持管理の容易な設備や意匠の導入により、ライフサイクルコストを軽減できる経済的な庁舎とします。

さらに、執行機関に対するチェック機関として、円滑にその活動が実施できるように配慮した議会施設整備を行います。

3. 新庁舎建設に求められる7つの機能

新庁舎建設の基本方針に基づき、新庁舎に求められる7つの機能を示します。

- | |
|---|
| (1) 防災機能、(2) 窓口機能、(3) 執務機能、(4) 議会機能
(5) アーカイブ（公文書収蔵スペース）機能、(6) 駐車場機能、(7) その他機能 |
|---|

【基本方針と必要機能・方策】

新庁舎建設の基本方針	実現に向けた必要機能・方策	具体策（例）
1. 安全・安心な庁舎	○ 防災拠点としての機能 【機能 1】 ○ 危機管理機能 【機能 1】 ○ セキュリティ対策 【機能 3】	● 耐震性確保、浸水対策、ライフライン強化、 備蓄体制の整備 ● 情報通信機能の確保、（情報防災庁舎） 非常用電源設備の設置 ● 平面ゾーニング・動線計画の工夫、入退室 等のセキュリティ強化
2. 利用しやすい庁舎	○ ユニバーサルデザイン 【機能 2,7】 ○ プライバシー配慮 【機能 2】 ○ 市民利便機能 【機能 7】	● 庁舎内外の移動空間、トイレなどの行為空 間における、誰もが使いやすい工夫や配慮 ● 相談室の設置、ブースや仕切りのある窓口 カウンターの工夫 ● 市民活動室、飲食スペース・売店・ ATMコーナーなどの利便機能
3. まちづくりに貢献する、 環境にやさしい庁舎	○ 開かれた庁舎 【機能 2,4】 ○ 省エネ・省資源 【機能 3,7】 ○ 周辺環境・景観配慮 【機能 7】	● 情報コーナーの設置、多目的スペースや憩 いの場等の工夫、開かれた議会の取組 ● 自然エネルギーの活用、設備など省エネ 技術の導入、環境負荷の低減 ● 周辺地域を踏まえた施設計画、デザイン面 の配慮、緑化や広場など屋外空間の計画
4. 効率的・機能的な庁舎	○ 窓口・駐車場の利便性 【機能 2,6】 ○ 執務空間などの機能性 【機能 5,7】 ○ 柔軟性・経済性 【機能 7】	● 総合案内の設置、窓口サインや関連窓口 配置、待合ロビーの工夫、駐車場の確保 ● 適正な執務室・会議スペースの確保、書庫、 更衣室、休憩スペース等の充実 ● フレキシビリティの確保、ライフサイクルコスト (LCC)への配慮

(1) 防災機能（市民を支えるための安全・安心な庁舎）【機能1】

- 地震や風水害、火災などの災害発生時に被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して速やかに対応・対策がとれる施設とします。
- 既存の情報防災庁舎とともに防災拠点としての機能（自家発電機設備や貯水槽等）を整備した庁舎とします。
- 庁舎には重要な個人情報、個人の権利等に関する書類が多くあるため、閉庁日、夜間の出入管理に対し、徹底したセキュリティを整備します。



■ 整備方針

- ① 構造形式は、大地震に対して高い安全性と耐久性に優れた免震構造を採用します。
- ② 非常電源設備(自家発電機設備)を設置し、浸水時・停電時でも対応可能なようバックアップ設備の強化を図ります。
- ③ 災害対策用の資機材や生活物資を備蓄する倉庫を設置の検討をします。
- ④ 個人情報や行政情報の情報セキュリティを高めるため、防犯カメラの設置や認証カード等の導入検討により、入退室管理や夜間、閉庁時の管理を徹底し、セキュリティエリアを明確にすることで防犯機能を高めます。
- ⑤ 防災ヘリポートやマンホールトイレの整備・設置についても検討します。
- ⑥ 液状化対策も検討します。

(2) 窓口機能（分かりやすく利用しやすい庁舎、効率的・機能的な庁舎）【機能2】

- 市民誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れた庁舎を整備します。
- 市民にとって行政サービスが気持ち良く速やかに受けられ、関連手続きが効率的に済ませることが出来るような総合窓口の導入を目指します。
- 窓口カウンターを来庁者のプライバシーに配慮したものとともに、高さ等も考え、高齢の方や障がいのある方などが落ち着いて利用できるものとします。同時に分かりやすいサインシステムの導入も検討します。



■ 整備方針

- ① 市民に分かりやすい部署の配置と案内表示を行います。なお市民利用が多い窓口機能は低層階に配置することを検討します。
- ② 申請・届出等を効率的に済ますことが出来る総合窓口機能を検討します。
- ③ 用途に応じた相談室を設置し、プライバシー保護に配慮します。
- ④ ピクトグラムや絵記号等を用い、色や大きさ等の表示方法を統一し、誰もが分かりやすいものとするとともに、必要に応じて多言語併記などの導入を検討します。

(3) 執務機能（効率的・機能的な庁舎）【機能3】

- 同じ部局に属する課（室）については、できるだけ同一フロアに配置する等、市民に分かりやすく、組織機能が最大限に発揮できるように改善します。また、適切な広さの執務スペースを確保し、執務スペースが将来的に変化する場合にも柔軟に対応できるような設備・レイアウトの導入に努めます。
- 参加人数などにより適切な会議室が選択できるように会議スペースの確保をします。



■ 整備方針

- ① 職員と来庁者の動線ができるだけ重ならないようなレイアウトにします。
- ② セキュリティ配慮を必要とするサーバー室やマイナンバー関連等の重要書類の保管室について、必要に応じて認証カード等を活用した入退出管理システムの導入を検討します。
- ③ 職員が効率的・効果的に執務できるよう省エネルギーも踏まえ空調や照明等に配慮します。
- ④ 多様な規模や用途に対応できるよう会議室に可変動間仕切り等の導入を検討します。
- ⑤ 執務室は間仕切り壁を設けないオープンフロアとし、機構改革等に柔軟に対応できるようにします。
- ⑥ 高度情報通信機器の導入に対応できるように、フリーアクセスフロアを採用します。

(4) 議会機能（分かりやすく親しまれる庁舎）【機能4】

- 市民の声を市政に反映し、民主的な議会運営を進めていくために必要な議場、委員会室、議長室等を整備します。
- ロビーなどで議会や委員会の様子をモニター中継したり、インターネット配信したりするなど市民が気軽に傍聴できる方法を検討します。



■ 整備方針

- ① 議員定数18名に対応した議場、委員会室及び議員控え室等の整備を行います。
- ② 傍聴席は、誰もが見やすく、聞きやすく、出入りしやすいよう配慮します。

(5) アーカイブ（公文書収蔵スペース）機能（効率的・機能的な庁舎）【機能5】

- 公文書の管理システム（ファイリングシステム）を再整備し、文書のスリム化を図るとともに、保存文書の検索が容易にでき、十分な書庫が確保できる施設とします。



■ 整備方針

- ① 書類等の保管スペースは、適正規模及び適正数を集中的及び機能的に配置します。
- ② 新庁舎においての問題とせず、現段階から事務文書等のスリム化を図り、移転時において即座に対応できるだけの技術を身につけておけるようにします。

(6) 駐車場機能（安全・安心な庁舎、利用しやすい庁舎）【機能6】

- 来庁者、公用車、職員の十分な駐車台数を確保した駐車場を整備します。
- 誰もが利用しやすく安全な駐車場を整備します。



■ 整備方針

- ① 道路や駐車スペースから、庁舎内へのスムーズな動線を確保します。
- ② 来庁者駐車場は、庁舎に隣接した場所に、原則として平面整備とします。
- ③ 障がい者駐車場については、庁舎への出入りがしやすい場所に配置します。
- ④ 公共交通機関とのアクセスについても検討します。

(7) その他機能（利用しやすい庁舎、効率的・機能的な庁舎、環境にやさしい庁舎・周辺環境・景観配慮）【機能7】

- 子どもを連れた方が落ち着いて窓口での手続きを行えるキッズスペースの設置を検討します。
- 地域の歴史・文化、地域資源やまちづくりの方向などをPRできるスペースを検討します。
- 生活利便施設（銀行ATM、売店等）も充実した整備に努めます。
- コスト縮減に対応した環境配慮型庁舎を目指します。
- エントランスや廊下等は、岐阜県産材を活用した内装木質化の整備を検討します。



■ 整備方針

- ① 建設後の維持管理費等を出来る限り抑える総合的な省エネルギー対策のためのシステム導入を検討します。
- ② 授乳室を設置します。
- ③ 各階には多機能トイレ、市民利用の多い低階層にはオストメイト対応多目的トイレを設置します。
- ④ 新庁舎1階には、本市の様々な特色を市民だけでなく全国にも発信できるよう、訪れた方が本市の歴史や文化、行政情報を知ることができる情報スペースや、市のイベントや観光情報、はしまブランドのPRブースの設置を検討します。
- ⑤ 情報スペースにはテーブルや椅子を配置し、来庁者の休憩や歓談、待ち合わせにも利用できる魅力的な空間づくりを行います。
- ⑥ 市民交流スペースは、市がセキュリティを確保し、適正に管理することを前提に、市民との協働や市民参画の視点を踏まえつつ、市民が自由に交流や情報発信を行う空間として利用していただくことを予定しています。
- ⑦ 来庁者や職員の利便性向上の観点から、自動販売機及び売店（コンビニ）並びに物販用スペースの確保を検討します。
- ⑧ 公共並びにそれに類似する団体との連携を図ることを目的として、新庁舎内及び同一敷地内への移管・移設も含めてそのあり方を検討します。
- ⑨ 敷地周辺の住環境を良好に保つため通風・日照に配慮した施設整備とします。
- ⑩ 周辺景観になじむ建物規模・階数・外装材の選定を検討します。
- ⑪ 新庁舎建設にあたって、建設費のみでなく、建設後の維持管理、運用段階においてもコストが節減できるよう配慮します。

- ⑫ 長期的な使用期間に十分耐えうる耐久性を持った構造体とともに、メンテナンス性に優れた建材を採用し、維持管理に配慮した建物計画を行います。また、将来の情勢、組織改編などに対応できるように、設備、間取りの変更が柔軟に行えるメンテナンス性や可変性に優れた空間構成、工法を採用することを検討します。
- ⑬ 新庁舎の運用管理にあたっては、効率的かつ効果的な運用方法と無駄の排除を念頭に、将来にわたり運用管理費を抑制できるよう努めます。
- ⑭ 太陽光発電、雨水利用、自然換気などの再生可能エネルギーを活用した様々な設備手法について設計段階から検討します。
- ⑮ イニシャルコスト、ランニングコストの両面からなるライフサイクルコストの削減のため、費用対効果の高い手法を選定し、省エネルギー性能の高い庁舎を目指します。

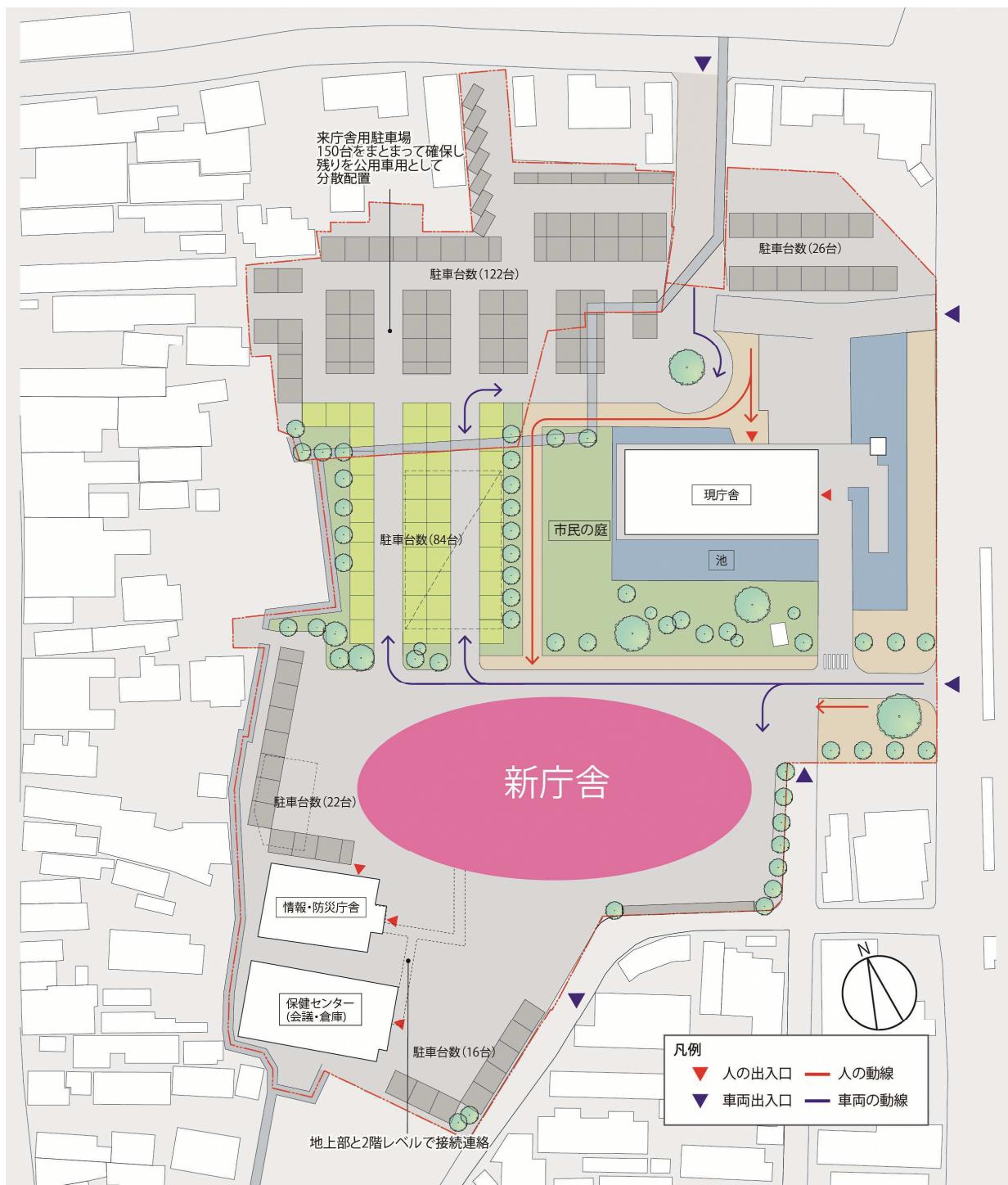
第4章 新庁舎の位置

1. 建設位置の決定及び現状の敷地

これまでの検討経緯にも記載しておりますが、庁舎検討委員会、タウンミーティング、市民アンケート調査を踏まえ、総合的に判断した上で、現敷地内に新庁舎を建設する方針を決定しました。

敷地内の具体的な位置については、液状化対策、近年多発している集中的な豪雨などへの対策並びに駐車場から庁舎への動線などの来庁者の利便性や既存の建物（情報防災庁舎・保健センター）の有効活用等を踏まえ、下記の配置を予定しております。

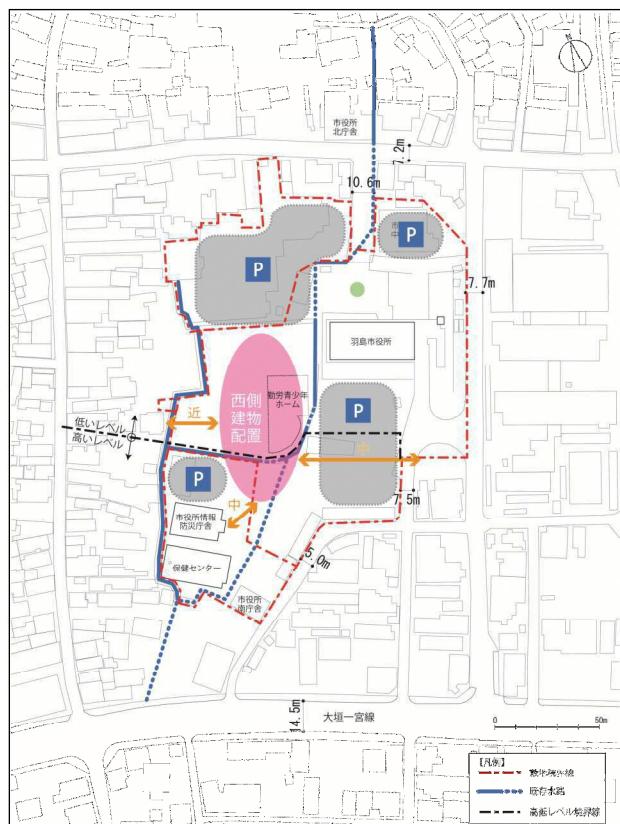
図表 配置のイメージ



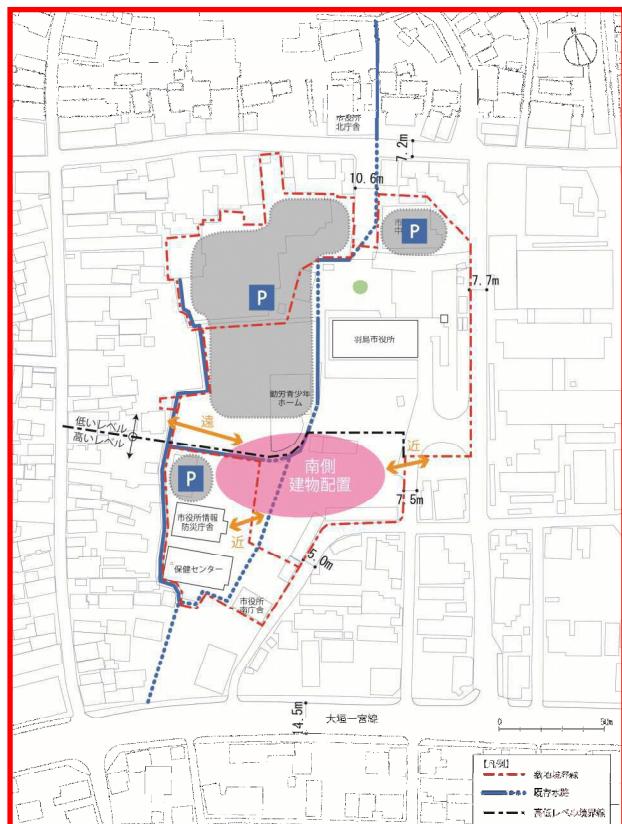
2. 新庁舎建設予定位置の比較検討

(1) 前提条件

- ① 周辺への配慮について、近隣住宅等への環境影響（日照・日影・風・騒音・振動等）の変化を最小限に留めること。
- ② 現本庁舎を現時点では残存させること。(H29.7.28 羽島市庁舎検討委員会からの答申『現本庁舎を庁舎として使用せず』)
- ③ 現敷地内における既存建築物について、以下2建築物は、新耐震基準建築物であり、老朽化も著しくないことから、今後も利活用を図れるように残存させること。
 - ・情報防災庁舎 (H27.3 竣工・S造・2階建・延床面積 690.00 m²)
 - ・保健センター (S57.3 竣工・RC造・2階建・延床面積 801.65 m²)
- ④ 新庁舎の延床面積は、約 10,000 m²とすること。
- ⑤ 駐車場の規模は、来庁者用 150 台及び公用車用 100 台を最低限として確保すること。



図表 西側配置計画検討図



図表 南側配置計画検討図

【比較検討結果】

羽島市新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザル審査委員会における審査結果及び審査講評並びに第2回羽島市新庁舎建設委員会での調査・協議・審査内容を踏まえ、現時点での新庁舎建設予定位置は『現敷地の南側』が最良であると判断する。

第5章 新庁舎の規模

1. 規模算定の基本指標

新庁舎の必要規模を検討するための基本指標として、直近の人口推移及び職員数・議員数について、以下に整理します。

(1) 人口推移

羽島市の人口は、平成 22 年の 69,099 人がピークとなっています。その後、平成 30 年 4 月 1 日現在で 67,929 人（住民基本台帳による。）まで減少しており、全国的な傾向と同様に人口が今後さらに減少すると考えられます。

【直近における羽島市の人口推移】

年	人口（住民基本台帳より） *1	平成 26 年を基準とした増減比率
平成 26 年	68,611 人	100.00
平成 27 年	68,588 人	99.97
平成 28 年	68,393 人	99.68
平成 29 年	68,328 人	99.59
平成 30 年	67,929 人	99.01

*1 人口は各年 4 月 1 日時点の数字

(2) 職員数・議員数

本市の職員数については、人口減少の影響も考慮する必要がある一方で、今後のさらなる地方分権の進展による市町村事務の増加や高度情報化への対応、市民ニーズの多様化などを見据えた場合、行政需要の増加が見込まれると考えられます。

そのため、新庁舎整備の基本指標は、本庁舎及び別庁舎の各部門の平成 30 年 3 月現在における職員数（特別職、再雇用、嘱託員、臨時職員を含む。）である 364 人を基準とし、庁舎規模の算定を行うこととします。

なお、議員数は「羽島市議会の議員の定数を定める条例」に規定する定数 18 人とします。

【職員数など基本指標の設定】

人数	説明
職員数 (364 人)	新庁舎に統合した場合の想定される組織に属する職員数とする。（平成 30 年 3 月時点における組織の職員数から算定。特別職、再雇用、嘱託員、臨時職員を含む。）
議員数 (18 人)	「羽島市議会の議員の定数を定める条例」の議員定数とする。

(3) 庁舎規模に関する想定条件

庁舎を新築するとして、その想定条件として、平成 29 年 2 月に策定された羽島市定員管理適正化計画（平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間）の職員数及び特例債の活用期限である平成 32 年度中の本体完成を目指すことを想定します。

規模については、前述の(2)を想定し次のように設定します。

- (ア) 平成 30 年 3 月現在の職員数は、364 人（特別職 3 名、臨時・派遣職員含む）です。羽島定員管理適正化計画による平成 32 年度までの計画職員数は毎年 5 名増員の推移を示しています。よって、上記職員数を基本とすることとし、本庁舎内に勤務する職員数をもって面積を積算し算出します。

- (イ) 議場関係諸室については、羽島市議員定数協議書を準拠し算出します。

2. 新庁舎の規模算定

庁舎規模を算定する方法として以下の方法が考えられます。

(1) 総務省起債対象事業費算定基準をもとに算定する方法

- ・人口 5 万人以上 50 万人未満の換算率により算定します。
- ・平成 29 年度末の職員数 364 人をもって、事務室、倉庫、会議室等の面積を算出します。
- ・議会関係諸室には、議場、委員会室、議員控室を含むものとします。

1. 総務省の基準:「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」

旧総務省地方債庁舎算定基準

室 名	面 積 基 準				面 積	摘 要																																
① 事務室	4.5m ² × (換算職員数) 〔職員数換算率〕				3,640.50 m ²																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>換算率</th><th>職員数</th><th>換算職員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td><td>20</td><td>3 人</td><td>60 人</td></tr> <tr> <td>部長・次長級</td><td>9</td><td>13 人</td><td>117 人</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>5</td><td>50 人</td><td>250 人</td></tr> <tr> <td>課長補佐・係長級</td><td>2</td><td>84 人</td><td>168 人</td></tr> <tr> <td>製図職員</td><td>1.7</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr> <tr> <td>一般職員</td><td>1</td><td>214 人</td><td>214 人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>364 人</td><td>809 人</td></tr> </tbody> </table>				区 分	換算率	職員数	換算職員数	特別職	20	3 人	60 人	部長・次長級	9	13 人	117 人	課長級	5	50 人	250 人	課長補佐・係長級	2	84 人	168 人	製図職員	1.7	0 人	0 人	一般職員	1	214 人	214 人	計		364 人	809 人		
区 分	換算率	職員数	換算職員数																																			
特別職	20	3 人	60 人																																			
部長・次長級	9	13 人	117 人																																			
課長級	5	50 人	250 人																																			
課長補佐・係長級	2	84 人	168 人																																			
製図職員	1.7	0 人	0 人																																			
一般職員	1	214 人	214 人																																			
計		364 人	809 人																																			
② 附 属 面 積	倉 庫	事務室面積の13%				473.27 m ²																																
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	7m ² × (全職員数)				2,548.00 m ²																																
③	玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	①から②までの各室面積合計の40%				2,664.71 m ²																																
小 計 1						9,326.47 m ²																																
③	議場部門	35m ² × (議員定数)		18 人	630.00 m ²																																	
小 計 2						9,956.47 m ²																																
④	防災対策室					517.68 m ²																																
⑤	電算室等	電算・印刷・帳票倉庫・サーバー室				193 m ²																																
⑥	福利厚生諸室	売店・食堂・休憩スペース等				170 m ²																																
合 計						10,837.15 m ²																																

(2) 国土交通省新営庁舎面積算定基準をもとに算定する方法

- ・計画職員に対する換算職員数は、新営一般庁舎面積算定基準を適用します。
- ・議会機能については、総務省起債対象事業費算定基準を適用します。

2.国土交通省の基準:「新宮一般庁舎面積算出基準」(国土交通省)

室 名	面 積 基 準	面 積	摘 要																																
① 事務室	4.0m ² × (換算職員数) [職員数換算率] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>換算率</th><th>職員数</th><th>換算職員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td><td>18</td><td>3人</td><td>54人</td></tr> <tr> <td>部長・次長級</td><td>9</td><td>13人</td><td>117人</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>5</td><td>50人</td><td>250人</td></tr> <tr> <td>課長補佐・係長級</td><td>2.5</td><td>84人</td><td>210人</td></tr> <tr> <td>製図職員</td><td>0</td><td>0人</td><td>0人</td></tr> <tr> <td>一般職員</td><td>1</td><td>214人</td><td>214人</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>364人</td><td>845人</td></tr> </tbody> </table>	区 分	換算率	職員数	換算職員数	特別職	18	3人	54人	部長・次長級	9	13人	117人	課長級	5	50人	250人	課長補佐・係長級	2.5	84人	210人	製図職員	0	0人	0人	一般職員	1	214人	214人	計		364人	845人	3,380.00 m ²	
区 分	換算率	職員数	換算職員数																																
特別職	18	3人	54人																																
部長・次長級	9	13人	117人																																
課長級	5	50人	250人																																
課長補佐・係長級	2.5	84人	210人																																
製図職員	0	0人	0人																																
一般職員	1	214人	214人																																
計		364人	845人																																
② 会議室	職員100人当たり40m ² 、10人増すごとに4m ² × 1.1	146.40 m ²																																	
③ 電話交換室	換算職員数が800～1,000人	68 m ²	68.00 m ²																																
④ 倉庫	事務室面積の13%		439.40 m ²																																
⑤ 宿直室	1人当たり10m ² 、1人ますごとに3.3m ² (2名を想定)	2人	13.30 m ²																																
⑥ 押入れ等	1人当たり10m ² 、1人ますごとに1.65m ² (2名を想定)	2人	11.65 m ²																																
⑦ 湯沸室	標準6.5m ² ～13m ²		13.00 m ²																																
⑧ 受付及び巡視溜	最小6.5m ²		6.50 m ²																																
⑨ 便所・洗面所	職員数 × 0.32m ² /人		116.48 m ²																																
⑩ 医務室	職員数350人以上400人未満	95 m ²	95.00 m ²																																
⑪ 売店	職員数 × 0.085m ² /人		30.94 m ²																																
⑫ 食堂・喫茶店	職員数350人以上400人未満	237 m ²	237.00 m ²																																
⑬ 議会関係諸室	(総務省基準を準用:35m ² × 議員定数)	18人	630.00 m ²																																
小計 1		5,187.67 m ²																																	
⑭ 機械室	小計1の面積が5,000以上10,000未満(冷暖房)		831.00 m ²																																
⑮ 電気室	小計1の面積が5,000以上10,000未満(高圧受電)		131.00 m ²																																
⑯ 自家発電室	小計1の面積が5,000以上10,000未満		29.00 m ²																																
小計 2		991.00 m ²																																	
⑰ 玄関、廊下など	(小計1+小計2) × 0.35m ²		2162.53 m ²																																
合 計		8341.20 m ²																																	

(3) 近年の新庁舎建設事例の原単位を活用する方法

人口や職員数が比較的近い他市や、近隣自治体で近年竣工あるいは竣工予定の新庁舎の計画規模を下表に示します。これによると、職員1人当たりの延床面積の平均が27.3m²/人となっており、職員数364人から算出した規模として、約9,900m²となります。

【他市の新庁舎の規模】

自治体名	竣工年月	人口(人)	職員数(人)	延床面積(m ²)	職員1人当たり延床面積(m ² 人)
犬山市（愛知県）	H21. 10	75, 388	430	9, 754	22. 7
みよし市（愛知県）	H24. 5	59, 521	376	10, 165	27. 0
紀の川市（和歌山）	H25. 7	66, 151	430	13, 500	31. 4
伊賀市（三重県）	H30. 11	95, 140	482	14, 000	29. 1
土岐市（岐阜県）	H31. 10	58, 735	319	9, 576	30. 0
大垣市（岐阜県）	H32. 2	161, 628	794	20, 800	26. 2
各務原市（岐阜県）	H34. 7	148, 017	682	16, 680	24. 5
平均					27. 3
羽島市	—	67, 929*1	364	10, 000	27. 5

*1 羽島市の人口は、H30. 4 時点の数字

- (1) び(3)の算定方式による約9,900～10,900m²は、新庁舎建設を検討する都市の多くで、その延床面積の基本とするものであり、根拠として妥当性が高いと考えられます。これから既存庁舎機能（情報防災庁舎等）で賄える、あるいは機能転用が可能な部分を精査した規模を算出していくこととします。

3. 新庁舎の規模

前記の算定結果により、新庁舎の必要規模については、約8,400～10,900m²を基準として設定します。なお、新庁舎の規模については、基本設計段階で機能別の面積設定を行い、市民サービスの向上に資する機能に十分な面積を配分したうえで、できるだけコンパクトな施設規模となるよう継続して検討を行います。

【新庁舎の規模】

- ・国土交通省基準面積 ······ 8, 341. 20 m²
- ・総務省基準面積 ······ 10, 837. 15 m²
- ・他市の新庁舎建設の規模から算出 ······ 9, 937. 2 m²

 **新庁舎の規模 ······ 約10, 000m²程度**

4. 駐車場の規模算定

自動車の駐車台数は下表に示すとおり、一般来庁者用を約150台、公用車用を約100台の合計250台程度と設定します。なお、車椅子利用者用を含む専用駐車場や乗降者用の車寄せの設置など、駐車場計画については台数設定を含めて基本設計段階まで継続検討を行います。

【駐車台数の設定】

利用者	台数	説明
一般来庁者	約150台	現在の一般来庁者用駐車場の確保台数は160台程度であるが混雑状況や分散庁舎の集約化を見据えて、同等程度と設定
公用車	約100台	現状の保有台数106台に基づき設定

第6章 構造計画

1. 耐震安全性

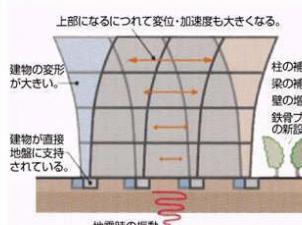
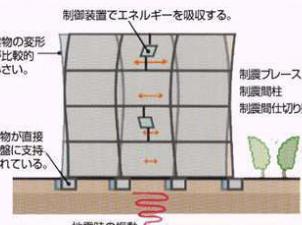
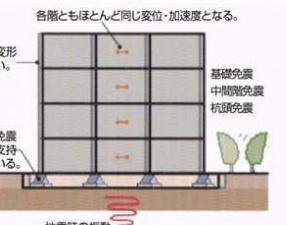
新庁舎は市民の安全性を確保するために、地震時の市内の災害応急対策活動（指揮・情報伝達等）のために重要な施設であり、大地震動に対して地震直後から補修することなく継続使用ができること、または機能停止しないことが要求されます。以上のことから、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に従い、新庁舎の構造体の耐震安全性の目標を次のとおりとし、耐震構造、制振構造、免震構造の構造種別について比較検討します。

【耐震性能の分類と耐震安全性の目標】

分類	活動内容	対象施設	耐震性能の分類			
			構造体	非構造部材	建築設備	
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達のための施設	災害時の情報の収集、指令 二次災害に対する警報の発令 災害復旧対策の立案、実施 防犯等の治安維持活動 被災者への情報伝達 保健衛生及び防疫活動 救援物資等の備蓄、緊急輸送活動等	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政機関のうち地方ブロック機関が入居する施設 指定地方行政機関のうち東京圏、名古屋圏、大阪圏及び大震法の強化地域にある機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	救護施設	被災者の救難、救助及び保護 救急医療活動 消火活動等	指定行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類	A類	甲類
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設	危険物を貯蔵又は使用する施設	病院及び消防関係施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類	
	多数の者が利用する施設	病院及び消防関係施設のうち上記以外の施設	II類	A類	甲類	
避難所として位置づけられた施設	被災者の受け入れ等	学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設	II類	A類	乙類	
その他	危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類	
		石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	II類	A類	甲類	
	文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類		
	一般施設	III類	B類	乙類		

部位	分類	耐震安全性の目録
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

2. 耐震構造種別の比較

耐震形式	耐震構造	制震構造	免震構造
概念図	 <p>上部になるにつれて変位・加速度も大きくなる。 建物の変形が大きい。 建物が直接地盤に支持されている。 柱の補強梁の増設 壁の増設 鉄骨フレームの新設 地震時の振動</p>	 <p>建物の変形が比較的小さい。 建物が直接地盤に支持されている。 制御装置でエネルギーを吸収する。 制震フレース 制震間柱 制震間仕切り壁 地震時の振動</p>	 <p>各階ともほとんど同じ変位・加速度となる。 建物の変形が小さい。 建物が免震装置で支持されている。 基礎免震 中間層免震 抗湧免震 地震時の振動</p>
地震工エネルギーの吸収方法	建物の骨組み自体が損傷をしながら変形することでエネルギーを吸収する。	建物に入力した地震エネルギーを制振装置により吸収する。	免震層に配置された、免震装置で吸収する。
地震時の揺れ	建物各階の変位	少ない (1/200以下)	やや大きい
	地盤との相対変位	少ない (軒高さ1/200)	やや大きい
	体感震度	かなり大きい	普通
地震時被害	中地震 (100gal) 程度	躯体無損傷	躯体無損傷
	大地震 (300gal) 程度	躯体軽微な損傷	躯体無損傷
	巨大地震 (500gal) 程度	躯体損傷補修必要	免震装置の点検次第では補修が必要
	設備・二次部材への影響	大地震時には影響が大きい	比較小さい
性能	構造重要度係数 I類 I=1.5	構造体が大きくプランに影響	対応可能
地域特性	敷地地盤特性	対応できる (液状化対策考慮)	対応できる (液状化対策考慮)
	計画地地震活動度	対応できる	対応が容易
	計画地浸水予測	対応できる	免震層の位置を考慮
建物条件等	コスト：土工事	普通	やや大きい (免震層が必要)
	：躯体	やや大きい (重要度係数考慮)	普通
	：基礎	普通	普通
	：ランニング	地震時には躯体補修を考慮	少ない (定期的な維持管理必要)
	建物内什器備品	固定が必要	置き式で可能 (移動するものは固定)
	敷地条件・平面条件	整合しやすい	整合しやすい
	工期	普通	やや長い
	実績 (防災庁舎)	過去実績が多い	最近多い

- ◆新庁舎の用途を考慮（構造体I類）すると、特に地震に対する性能は免震構造が有利となります。
- ◆耐震構造とする場合、重要度係数を割り増すことで大地震時の地震力が大きくなるために柱梁の断面を大きくする必要があります
- ◆免震構造を採用する場合、特に液状化対策（地盤が液状化を防ぐために砂杭などの対策を行うなど）、浸水被害対策（免震層への浸水を防止するために高台に建設するなど）の検討を十分に行った計画とする必要があります。

第7章 事業費及び財源

1. 概算事業費の算出

新庁舎建設に係る概算の事業費を算出するため、現在建設が進められている各市の状況を調査したところ、1 m²あたりの事業費は、44.5万円～50.0万円でした。

東日本大震災の復興事業や東京オリンピック関連施設建設需要、さらに熊本地震復興事業による人材不足等のため、今後も建設工事費の高騰が予想されます。本市では建設工事費の上昇も見込み、44万円～50万円／m²を参考単価として設定します。

$$10,000 \text{ m}^2 \text{ (新庁舎の規模)} \times 44 \text{ 万円～50 万円／m}^2 = \text{約} 44 \text{ 億円～約} 50 \text{ 億円}$$

図表 概算事業費

項目	事業費
建設工事費	44 億円
設計費・工事監理費・備品購入費・外構工事費など	6 億円
合計	50 億円

※事業費は今後変更になる場合があります。

図表 近年の市庁舎の建設事例～他市庁舎建設設計画書等より抜粋～

自治体名	竣工予定	延床面積	建設工事費	単価
和歌山県新宮市	平成29年3月	7,377.00 m ²	32.8 億円	44.5 万円／m ²
三重県伊賀市	平成30年11月	14,000.00 m ²	51.0 億円	36.4 万円／m ²
岐阜県大垣市	平成32年2月	20,800.00 m ²	104.0 億円	50.0 万円／m ²
岐阜県各務原市	平成34年7月	16,680.00 m ²	79.2 億円	47.5 万円／m ²
平均				44.6 万円／m ²

2. 今後の建設費の高騰について

近年、建設費が高騰しています。現在、資材単価は横ばいとなっていますが、人手不足による建設業界の労務単価の高騰が主な原因です。

今後の社会情勢により労務単価等が変動するので予測は難しいですが、東京オリンピック（平成32年）の建設ラッシュや関東圏及び関西圏での再開発事業など大型公共・民間工事もあり、建設費の抑制を図るためにも、コンパクトで合理的な庁舎によるイニシャルコスト縮減、環境配慮型庁舎建築によるライフサイクルコスト縮減に取り組みます。

図表 近年の公共工事設計労務単価の前年比 (出典：国土交通省)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	(H24 比)
全国平均の労務単価 (51職種)	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	(+43.3%)

3. 財源（起債・基金）について

(1) 新庁舎建設の財源として想定しているのが、平成 29 年度の地方債計画において公共施設等適正管理推進事業費に新設された「市町村役場機能緊急保全事業」です。

この事業における制度は、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等に適用されます。従来の庁舎建設に充てる事ができた起債とは異なり、充当率も起債対象経費の 90%と高く、さらに起債対象経費の 75%を上限として、この範囲で充当した事業債の元利償還金の 30%を交付税措置対象分の基準財政需要額に算入することもできることから、市の負担軽減を図ることができ、今までより格段に有利な条件となっておりますので、当市としましては、この制度を積極的に活用したいと考えます。

しかしながらこの制度の適用期限は、平成 32 年度までとなっており、事務スケジュールを非常に短い期間で進めなければなりません。

(2) 起債の対象経費以外の内容については、庁舎建設基金を活用します。

平成 29 年度末の残高は約 4 億 1 千万円となっています。

図表 財源の内訳

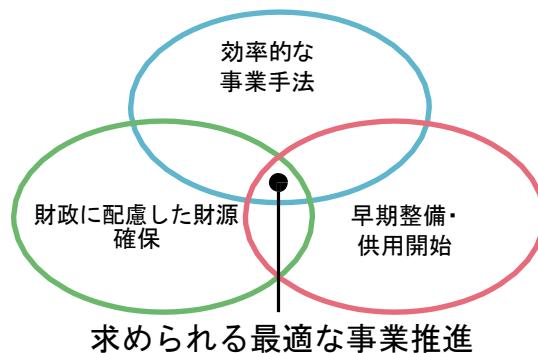
区分	財源内訳	備考
庁舎建設基金	7.1 億円	庁舎建設のために市が積み立てを行ってきた基金（平成 32 年度末予定）
市町村役場機能緊急保全事業債	(※)42.9 億円	耐震化未実施の市町村の本庁舎建替えに係る起債 国の財政措置あり（充当率：90%以内）
合計	50 億円	

※市町村役場機能緊急保全事業債の金額は国が示す要件によって変更になる可能性があります。

第8章 新庁舎建設事業の進め方

新庁舎の建設においては、第3章で示した基本方針の実現をはじめ、現状の課題を早期解決とともに、公共事業として効率的かつ確実な事業推進を図ることが求められます。

基本的な考え方として、「効率的な事業手法」、「財政に配慮した財源確保」、「早期整備・供用開始」の観点から、最適な事業の進め方を見極める必要があります。



1. 事業手法について

平成32年度の庁舎本体工事完了を実現するために、限られた財源のもと、より効率的で効果的な公共施設の整備を行う必要があります。公共施設の整備については、従来型である設計・施工分離方式のほか、近年、設計・施工一括方式（D B方式）や設計から建設、運営・維持管理までの業務を一連で民間の資金やノウハウを活用する事例もあります。それぞれの事業手法を比較・検討し、今回の整備計画にとって最適な手法を検討します。以下に、代表的な事業手法の概要を示します。

(1) 分離発注方式（従来方式）

- 設計・施工分離方式。基本設計、実施設計を設計事務所などに発注し、作成した設計図書、工事予算に基づき建設工事を建設会社に発注する。

(2) D B方式（Design-Build）

- 公共側の資金調達による設計・施工一括実施手法。設計者と施工者が同じ主体（設計事務所と建設会社の共同企業体も含む）となることで、施行を見据えた効率的・効果的な設計が可能となるメリットがある。
- 維持管理などを含む手法として、D B O方式（Design-Build-Operate）もあるが、特有設備の稼動・運転ノウハウが必要となる施設（水処理・斎場など）への導入事例が多い。

(3) E C I方式（Early-Contract-Involvement）

- 実施設計は設計者が施工者の参画により行い、建設工事を先行して発注する方式。
- 設計段階から施工者を決めるため、施工者の技術協力を得ながら設計を進めて工事仕様や数量を決定していく手法。

【事業手法の比較検討】

それぞれの事業手法のメリット・デメリットを比較すると以下のように考えられます。

事業手法	メリット	デメリット
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間が最も短くすることが可能。 ・計画内容に発注者の意向を反映させやすい。 ・設計、施工を個別に発注するため、段階に応じて柔軟な業務の発注、実施、対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工を個別に発注する為、事業費の縮減が限定的となる可能性がある。
DB方式	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工に係る業務を一括で発注する為、事業費を早期に把握することが可能。 ・民間のノウハウの活用により、事業費を縮減できる可能性がある。 ・着工までの必要な手続きを終了させれば、設計期間終了前に建設工事を始めることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者選定の為の準備期間が必要となるため、事業が長期化する。 ・設計変更に柔軟に対応できない懸念があり、発注後の意向反映が難しい。 ・設計品質・建物品質の確認の為、別にCM企業^{*1}との契約が必要とされる。
ECI方式	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な施工技術が必要な場合、有効な方式。 ・発注者が実施設計を行うため、発注者の意向は反映されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工予定者の選定にあたり、発注者の意図をより詳細に伝えるための基本設計等の作成に時間を要する。 ・昨今の建設費高騰により、コスト抑制の効果は不透明。

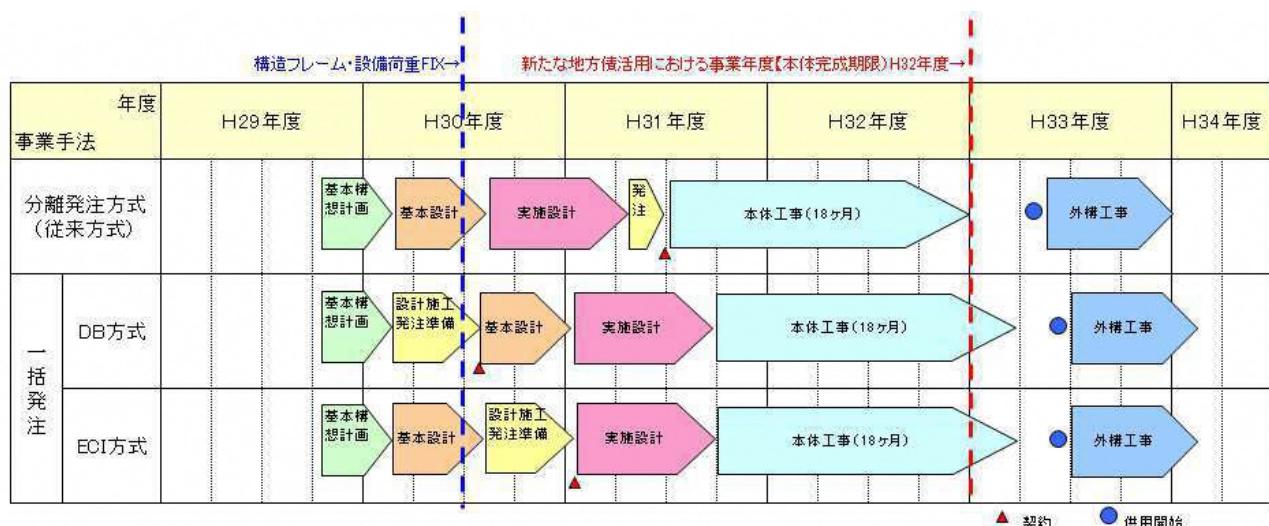
*1 CM企業：CM（コンストラクション・マネジメント）とは、Construction Management の略で、建設プロジェクトの企画、設計、発注、工事、引き渡しの各段階において、マネジメント技術を使って、「スケジュール管理」「コスト管理」「品質管理」「情報管理」などを行う業務を担当する企業。

2. 事業スケジュールについて

事業スケジュールについて主な事業手法ごと（分離発注方式、DB方式、ECI方式）の想定スケジュールを次表に示します。分離発注方式（従来方式）では、設計業務や建設工事をそれぞれ個別に実施するため、各段階相応の期間が必要となります。今回の計画のようなフロントローディング型^{*2}の設計を考慮すると、他の事業手法ではその発注準備に時間を要し、設計工期が先送りとなってしまいます。平成32年度中の庁舎本体工事完了のスケジュールを達成するには分離発注方式が現実的な事業手法と考えられます。

*2 フロントローディング型の設計：設計初期の段階に負荷をかけ（ローディング）、作業を前倒しで進めることで、事前に設計検討や問題点の改善を図ることにより、早い段階で設計品質を高めることが可能となる設計手法。

【事業手法別の想定スケジュール】



3. 事業の進め方

今までの検討により、事業手法を比較・検討した結果、以下のように考えられます。

- 従来型の事業手法は、発注者の意見を反映させやすく、基本構想・基本計画で示した、基本的な考え方の実現において優位性があります。
- 従来型の事業手法は、庁舎整備に必要な期間を最も早くすることができます。
- D B方式やE C I方式はノウハウを持った大手企業が主導する可能性が高くなるため、地元企業の参画という点においては、従来型の事業手法に優位性があります。

以上の結果から、基本構想・基本計画の実現、庁舎整備の早期実現及び社会環境の変化等への対応を総合的に判断すると、「従来型の設計・施工分離方式」が最も有用性の高い事業手法と考えられます。

なお、概算事業費や具体的な財源計画、スケジュールについては、基本設計段階で具体的な施設計画に応じて検討を行うこととします。

羽島市新庁舎建設基本構想・基本計画（案）

平成30年4月27日（第1稿）

平成30年5月18日（第2稿）

編集：羽島市役所総務部新庁舎建設推進課（内線2672）